

フランス一七九三年憲法とジャコバン主義 (2)

——「フランス憲法とジャコバン主義」研究(二)——

辻村みよ子

序章

問題の所在

——フランス憲法史における一七九三年憲法の意義

一

本稿の目的と分析視角

二

一七九三年憲法をめぐる研究状況

(1) 歴史学における一七九三年憲法の位置づけ

(2) 憲法学及び憲法史学における一七九三年憲法の位置づけ

第一章 フランス革命とジャコバン主義

一

フランス革命の構造と憲法思想

(1) 革命の担い手と憲法思想

(2) 一七九三年の革命状況

二

ジャコバン派とジャコバン主義

(1) ジャコバン・クラブの展開

(以上、一六号掲載)

(2) 一七九三—九四年のジャコバン派とジャコバン主義

(以上、本号掲載)

第二章 一七九三年憲法の成立

第三章 一七九三年の憲法原理

一 シロンド派の憲法原理

二 モンターニュ派の憲法原理

三 ロベスピエール・ジャコバン派の憲法原理

四 アンラジェの憲法原理

第四章 一七九三年憲法の限界と歴史的展開

資料 一七九三年憲法(人権宣言)、シロンド草案(人権宣言)、ロベスピエール人権宣言案、ヴァルレ人権宣言案、訳文

比較対照表

第一章 フランス革命とジャコバン主義

一 フランス革命の構造と憲法思想

(1) 革命の担い手と憲法思想

①すでに序章でもふれたように、フランス革命の構造をめぐる歴史的認識については、フランスおよびわが国の歴史学界に見解の対立が存在する。とくに、最近のフランスにおける革命論の動向には、過渡期的な展開が認められる。それは、主としてマルクス主義歴史学の立場からフランス革命をブルジョア革命の典型として理解してきたフェーブル、ソプールの支配的見解(一九世紀初頭以来のフランス歴史学の「古典的」解釈)に対して、主として非マルクス主義的「社会史」研究の立場から、従来のブルジョア革命論に対する否定論が提示されてきたことである。柴田教授の整理によれば、従来の「マルクス主義のブルジョワ革命論」は、次のように「図式主義的に要

約」される。「アンシャン・レジーム下における資本主義的生産様式の発展(経済) ↓ その担い手たるブルジョワジの興隆(社会) ↓ 旧生産様式の担い手にして旧社会の支配階級たる封建的貴族への階級闘争(政治)」という歴史的・論理的な経過をへて、封建社会から資本主義社会への移行の画期としてのブルジョワ革命が達成される」と。ところが、学界でこの図式が定着した当初は、政治史と経済史の成果が直結され、「中間項の階級について、実証的根拠のないままに『革命的ブルジョワジー』の存在を想定するにとどまった」ため、やがて社会史研究の発展によってその中間分野が埋められてくると、その「革命的ブルジョワジー」の存在等をめぐってブルジョア革命論の批判・修正がなされてきた。そして、その修正論の第三の局面と解される今日では、「フランス革命は、新エリートによる指導権の主張にほかならない」とみるいわゆる「エリート革命論」が登場するにいたる。フェレ、リシェらによって主張されたこの見解では、革命前後の社会における名望家支配の一貫性(連続性)が指摘され、貴族とブルジョワジーの闘争という認識を「神話」とする見解が支持されると共に、フランス革命における啓蒙の革命は、一七八九―九一年の段階で実現したと解される。そのため、(すでに前章でも紹介したように)一七九二―九四年の過程は革命の深化でなく、逸脱(dérèpage)と理解されることになる。⁽²⁾これに対して、ソプールらは、雑誌『パンセ』等のなかで論争を展開し、従来のマルクス主義的革命史観を擁護した。⁽³⁾今日のフランスでは、いわゆる「アナール」派社会史研究の隆盛にもなつて修正論も次第に有力になっていくようにみえるが、これらの主流の見解がなおも支配的であるといえる。

②以上のようなフランスにおける革命史研究の動向には、わが国の場合と少なからず近似性が認められる。わが国では、すでにふれたように、マルクス主義的経済史学を基礎とする通説としての高橋説を「批判的に継承する」形で革命史研究が展開されてきた。

(i) まず、市民革命の構造に関して近代化における「二つの道」を提示し、フランス革命の全体を貫く二つの

体系が存在することを明らかにした高橋説は、次のように要約できる。

(a) 「市民革命の経済的基礎過程は産業資本の発展に伴う封建的生産関係の排除であり、従ってそれは『封建制から資本主義への移行』への論理的集約をなす⁽⁴⁾」。その過程は、(封建的土地貴族と上層市民層による) 前期的資本家把握型と、(中小生産者層⁽⁵⁾農民層による) 独立自営農民主導型との二つの体系の対立抗争過程として理解され、ここに、近代化(資本主義的発展)における「上から」と「下から」の二つの体系が存在する。フランス革命においても、この二つの体系の対抗は、農業部門・工業部門の展開のなかで貫かれる。(b) フランス革命において、「上から」の資本主義的推転の方向は一方の体系として一貫しており、「立憲王党(モナルシャン)、次いでフワイヤン党、最後にジロンド党を支柱として」生きのびている。他方、「下から」の体系は、「政治的にはモンタニャール⁽⁶⁾」シャコバンによって表現され、革命の全過程にわたってこの二つの社会体系が対決する。「むしろ、この二つの対立的な体系の政治的対決、あるいは国家権力をめぐっての闘争こそフランス革命の基礎であり、そして、市民革命のプロセスにおけるこの両体系の決済の政治史的表現が外ならぬ『ジロンドンとモンタニャール』“*Girondins et Montagnards*”の対立抗争であった⁽⁶⁾」。(c) フランス革命の徹底性は、一七八九―九二年のフワイヤン・ジロンドン支配による封建地代の有償廃止のもとにはなく、一七九二―九四年のシャコバン・サン・キュロット(小ブルジョア)支配による封建地代の無償廃止のもとに貫徹された。したがってフランス革命の主たる担い手は、小生産者層、小ブルジョアである。そして、このサン・キュロット(小ブルジョア)は、「範疇的には―あるいは本質的には―『ブルジョワ的』⁽⁶⁾のもの」である。(d) 「国家形態あるいは国家権力の内容もまた、そのような土地問題―農民解放の仕方の相違如何に依じて、あるいは西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的な憲法のうちに、あるいはプロンシャ型の絶対主義的な所謂外見的立憲主義 *Scheinkonstitutionalismus* に帰着する憲法のうちに、それぞれ特徴的に表現され、法制化されてくる⁽⁷⁾」⁽⁷⁾と。

さらに、以上の(b)及び(d)の点からすれば、フランス革命期の憲法についても次のような帰結が導かれると思われる。(e)「上から」の近代化を志向するモナルシアン、フワイヤン、ジロندانによって制定された一七八九年人権宣言、一七九一年憲法、一七九三年ジロンド憲法草案などは、いずれも非西ヨーロッパ型の外見的立憲主義の憲法となり、「下から」の近代化を志向するモンタニヤールジャコバンによって制定された一七九三年憲法は、西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法となる、ことである。

(ii) 以上のような見解については、すでにふれたように、種々の批判が提示されてきた。すでに前章でみた論点(d)(e)に関する憲法学からの疑問を別にしても、論点(a)~(c)の諸点について再検討の必要が認められており、(マ)ルクス主義的階級闘争史観への批判を基調として、大塚史学全体への根本的疑問にたつ批判論を別にすれば、(フ)ランス革命の「担い手」・「二つの体系」論に関する批判・修正論がその中心であるといえる。

すなわち、ルフェーブル以後のフランス革命史研究の成果としてサンキユロット(都市の政治的民衆)や農民の反資本主義的性格とブルジョワジーとの対抗関係が明らかにされたことによって、これらを小ブルジョアとして「下から」の革命の担い手と捉え、モンタニヤールジャコバンによって代表されたと解する従来の見方は、必然的に修正を迫られることになった。そこで、わが国においても、昭和三〇年代以降、小ブルジョアの位置づけや「二つの体系」論の有効性等をめぐって多くの修正論が提示された。⁽⁸⁾ 本稿の問題に即してみれば、なかでは、ジャコバンとサンキユロット大衆は異質の集団であること、および、ジロندانとモンタニヤールジャコバンとの間に階級的対立はなく、経済・政治思想も大差はないこと、を主張された井上幸治教授の見解が注目される。⁽⁹⁾ 後にみるように、モンタニヤール・ジャコバンと民衆(とりわけ都市のサンキユロット、アンラジエ)との間には、経済的・政治的な利害の対立が存在し、その対抗関係は、両者間の憲法思想・憲法原理の対立・差異によっても確認できざるからである。また、ジロندانとモンタニヤールの関係についても、これらがともにブルジョアジーの代表で

あつて憲法原理上の本質的対立はなく、その政治的対抗も革命の政治方式・対民衆政策の相違によるものであるという解釈の方が、後にみるようなジロンド憲法案と一七九三年（モンタニヤール）憲法との比較研究の結果により適合的であるようにみえる。また、仮に、高橋説における二局対立の構図が単なる「範疇的な対立」であり「歴史具体的な対立」とそのまま等置しえないことを認めるにしても、¹⁰革命の各段階を貫いて存在したとされる「上から」と「下から」の二つの対抗の他に、民衆とブルジョワジーとの同盟と対立の両面構造を、よりグローバルな視点から捉えることが必要となるであらう。

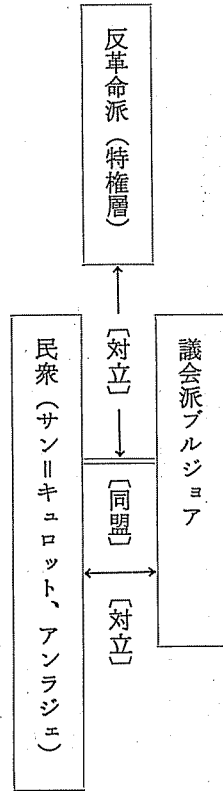
(iii) この点では、「二つの体系」論にかえて、革命の基本的対立関係を、「反革命派、議会派ブルジョワ、民衆運動」という鼎立構造で捉える柴田教授の構図が（少なくとも革命期の諸派の政治理念や憲法原理を問題にする場合には、）より妥当性をもつように思われる。（憲法学上の検証は後節に委ねるとして、）ブルジョワジーと民衆の関係については、次のように考えられるからである。すなわち、反封建革命の推進というフランス革命本来の課題を遂行するにあたって民衆の力に頼らざるをえなかったブルジョワジーは、その革命の成果を分配し、法的に確定する段階においては、民衆と利害を異にせざるをえない。そのため、革命当初から、封建制廃棄宣言、一七八九年人権宣言の制定など反封建革命遂行の過程で民衆と歩調をあわせたかのようにみえたブルジョワジーは、一七九一年憲法や他の法律によって封建制廃棄という革命成果を法的に追認し近代市民憲法原理を確定するに際して、自らの経済的・政治的支配を貫徹するために、民衆（受動市民）の政治的権利を剝奪するなどの手段によって民衆の介入を排除したのである。また、戦争と反革命の危機のなかで、共和主義革命の防衛と推進という課題を担った一七九二―九四年の時期においても、ブルジョワジーは、その革命課題の遂行のために民衆との同盟を強化し、民衆の要求に接近することを余儀なくされた。そして、封建制の無償廃棄、男子普通選挙制をはじめとする経済的・政治的な諸法制改革が一時的に実現し、民主的な一七九三年憲法が制定された。しかし、結局は、ブルジョワジー

の利害を擁護するために民衆運動は弾圧され、革命政府の樹立とともに一七九三年憲法の施行が延期されて民主的な憲法秩序が抛棄されたのである。

以上のような議會派ブルジョアの対応を憲法原理の点からみれば、人權原理については、一七九一年憲法・一七九三年憲法・一七九五年憲法等の諸憲法がいずれも所有の自由を絶対視し、ブルジョワジーの経済的支配に利する諸原理を掲げていた点で、ブルジョア憲法原理としての同質性・一貫性が指摘される。一方、主権原理については、ブルジョワジーの政治的支配を確立し、特権層および民衆の支配を排するための「国民主権」原理がフワイヤン派・テルミドール派によって一七九一年・一七九五年憲法で採用されたのに対して、民衆の政治参加を可能とする「人民主権」原理が一七九三年のジロンド派・モンターニュ派によって標榜されるにいたる。このように（少なくとも表面的には）質的に異なる二つの主権原理が対立的に標榜されたことからすれば、議會派ブルジョアの内部に、ブルジョワジーの専制をめざすものと民衆の要求に対処しようとするものの二つの体系が存在したことを認めることが可能であろう。もっとも、この場合にも二つの体系の対立をジロンドンとモンターニヤールの対立に集約することには問題がある。もし両者の対立を強調することに意味があるとすれば、それは、（一七九三―一七九四年に示された両派の諸政策の相違にみるような）議會派ブルジョア内の対民衆政策の差異、民衆の諸要求への対応の違いを明らかにするものにすぎないといえるであろう。後にみる一七九三年憲法の制定とその実施延期をめぐる経過は、このようなブルジョワジーと民衆（サンリキュロット、アンラジエ）との同盟と対抗関係の複雑さを最もよく物語っていると思われる。

③さて、以上のような理解からすれば、柴田教授の「反革命派・議會派ブルジョワ・民衆運動」という基本的対立構図は、平面的な鼎立関係ではなく、次のような複合的な関係を意味していると考えられる。本稿では、後に憲法原理上の検証を行なう前提的な理論的仮説として、図のようなフランス革命の構造観に立つことを明らかにしてお

くことにしよう。



なお、ここでいうフランス革命の主たる担い手としての「議会派ブルジョア」(議会ブルジョア)とは、現実の社会的・経済的カテゴリーとしてのブルジョワジーのうち、国民議会・立法議会・国民公会などの議会を主たる活動基盤として革命を遂行した政治的な指導者であり、一つの政治的階級であるといえる。そして、社会的・経済的カテゴリーとしてのブルジョワジーとは、柴田教授にしたがえば、⁽¹¹⁾「金融ブルジョワ (financier)・大商人 (négociant)・平民地主 (grand propriétaire bourgeois) のような上層ブルジョワから、《商人||製造業者》 (marchand-fabricant) と経済史上呼ばれる商工業ブルジョワ・富裕な地農 (grand-fermier) のような中流ブルジョワ、そして独立の小親方や中農層など小ブルジョワまでの広い層を含(む)」とされる。そして、「これらブルジョワ各層は『第三身分』(非特権層) という連帯観で結ばれ」ているが、これらの中のどの層が革命の指導権をとるかという問題は、「民衆運動の力をどの程度革命の遂行上に必要とするかという情況の要請によって決定され」、ジロンド派からモンターニュ派への移行もそれによって規定されるのである。また、「民衆 (peuple) の概念についても、ここでは、下層の小ブルジョアから初期プロレタリアートまでを含む都市および農村の大衆を意味するが、都市の政治的な民衆であるサン||キュロットやその過激派リーダー、アンラジュなどに代表されるような、革命における一定の政治的集団として捉えられる。

いずれにせよ、フランス革命の構造についての以上のような理解は、革命期における諸憲法の原理および憲法思想についての対抗関係を説明する場合にも適合的であることが要求される。それは、革命期の憲法が、諸階層間の対抗の政治的決済として、革命の成果を法的に確認するために制定されたものである以上、その憲法原理には、必然的に、主導的階層の諸利益が反映されていると考えられるからである。とくに、フランス革命のように、各階層が異なる憲法思想・原理をもって対抗し、その異同が憲法制定に際して明白に自覚されていた場合には、革命の担い手、諸階層間の対抗関係の検討には、憲法原理の異同が有効な判断材料を提供すると考えられる。この点では、革命の基本問題あるいは最高課題を「国家権力」の把握と解したうえで、憲法問題にまで言及した高橋教授の方法は、それ自体として承認されてよいと思われる。また、憲法原理のなかでは、「国家権力」の帰属に関する主権原理、および、人権原理のなかで中心的な位置にあつた所有原理の検討が重要な意味を持つ。これら主権や所有の在りかたの問題こそ、革命の担い手としての議会派ブルジョアや民衆の主要関心事であつたからである。

④ところで、フランス革命前夜の法思想として、(a)貴族主義的思想類型、(b)開明専制主義的思想類型、(c)民主主義的思想類型、の三つに分類されることが一般的である。このうち、(a)はモンテスキューなどの法服貴族に代表される法思想である。(b)は貴族特権に敵対する上層ブルジョワジーの立場を表明するものであり、ヴォルテールや、アンシクロペディスト(百科全書派)のデイドロ、ダランベール、モレリなどのほか、神聖絶対の所有制度確立を主張するフィジオクラート(重農主義者)の法思想がこれに含まれる。また(c)は、直接民主制の理想と平等を説くルソーの法思想に代表される、と解されている。

これらの法思想の系譜は、フランス革命期において、各々貴族・特権層(反革命派)、議会派ブルジョア、民衆という三つの担い手に継承され、すでに明らかにしたような革命の構造(三者対立の基本構図)に対応する。とくに、(b)のフィジオクラートの法思想は、革命初期に上層ブルジョワジーのイデオログとして大きな役割を果たしたミ

ラボー (Mirabeau)、『ラファイエット (Lafayette)』、『シエイヌス (Sieyès)』、『デュポント (Dupont de Nemours)』の思想に影響を与え、一七八九年人権宣言、一七九一年憲法の制定過程にその憲法思想が提示された。また、フィジオクラートの法思想は、モンターニュ派のダントン (Danton)、『シャボ (Chabot)』らにも影響を与え、ディドロの影響は、モンターニュ派のエロー・ド・セシェル (Hérault de Séchelles) のほか、『平原派 (プレーン派)』、『シロンド派』などにも認められる。コンドルセ (Condorcet) やシロンド派のメンバーに対するヴォルテールの思想の影響が指摘されることも多い⁽¹³⁾。また、(c) のルソーの法思想は、一七九二年頃から盛んになったサン・キュロット運動の思想 (サン・キュロット主義) や、『ロベスピエールをはじめとするジャコバン派の思想 (ジャコバン主義)』、さらに、一七九六年の平等派の陰謀をもたらししたバブーフ (Babouf) の思想 (バブーフ主義) にも影響を与えている。

こうして、革命前夜の法思想の対抗は、革命期の憲法思想の対抗と、概ね一致していることが理解できる。とりわけ、議会派ブルジョアのそれと民衆のそれを比較する場合には、(b) と (c) の対抗を前提とすることが不可欠である。実際にも、一七九三年憲法制定を主導したシロンド派やモンターニュ派にもルソーの影響が認められるが、⁽¹⁴⁾ 厳密には、これらの議会派ブルジョアの憲法思想と当時の民衆運動のそれとの間には、差異が存在している。本稿では、とくにルソーの影響が強く認められるロベスピエール派の憲法思想を他の議会派ブルジョアのそれと区別し、議会派ブルジョアと民衆の憲法思想の中間に位置させつつ、両者の対抗を検討することにする。このような視点から一七九三年憲法制定期に示された諸草案の憲法原理を比較検討することは、ルソーの憲法思想の継承度の比較としても意味があると思われる。

(1) 柴田三千雄「フランス革命とブルジョワジー」柴田・成瀬編『近代史における政治と思想』(一九七七年)五六頁。

(2) 柴田前掲論文六八頁以下、柴田『近代世界と民衆運動』(一九八三年)一三八頁以下参照。なお、最近のフランスにおける研究動向については、序章二(1)注(3)に示したように、前掲拙稿「ブルジョア革命と憲法」(杉原編『市民憲法史

をふまえた入念な検討を要するものであるが、ここでは、革命勃発以降の諸局面で封建的諸特権に固執しブルジョア革命の進展に抵抗する保守的旧特権層を意味し、上層の議会派ブルジョアと共に革命を推進した自由主義的貴族層はここには含まれないものとして解しておくことにする。

(12) 野田良之『フランス法概論・上巻』(一九七〇年)五三五頁以下参照。

(13) フランス革命期の思想については、河野健二「フランス革命と経済思想」『フランス革命とその思想』(一九六四年)二〇七頁以下、同「経済思想」桑原編『フランス革命の研究』(一九五九年)一九三頁以下、上山春平「哲学思想」桑原前掲編書三三三頁以下、B・グレントウイゼン、井上訳『フランス革命の哲学』(一九七七年)四三頁以下、など参照。

(14) ルソーの影響については、A. Soboul, "Classes populaires et rousseauisme", "Jean-Jacques Rousseau et le Jacobinisme", Paysans, sans-culottes et Jacobins, 1966, pp. 203 et s., pp. 257 et s. がよく参考になる。

(2) 一七九三年の革命状況

① 一七九二年八月一日の変革によって、フランス革命は新たな段階に入った。王権停止に続いて、八月一日のデクレで能動・非能動(受動)的市民の区別が廃止され、男子普通選挙制によって国民公会選挙が実施された。九月二日に召集された国民公会は、王政廃棄を決定して翌二二日に共和制を宣言し、共和制憲法の制定作業にとりかかった。当時の国民公会の構成は、議員定員七四九名のうち、シロンド派約一六〇名、平原派(ブレーン派)約四〇〇名、モンターニュ派約二〇〇名であり、平原派(ブレーン派)を中央に、シロンド派・モンターニュ派が対立する形をとっていた。⁽¹⁾

国民公会成立当初は、フウイヤン派にかわって政権を担当していたシロンド派が与党となり、一七九二年末ごろまでは、平原派がこれに同調していた。⁽²⁾シロンド派は、大商人や銀行家、大土地所有者などいわゆる大ブルジョワシーの利益を代表し、シロンド県とくにポルドー出身の議員であるジャンソネ(Gensonné)、ヴェルニョー(Vergniaud)、ガデ(Guadet)、デュコス(Ducos)らが中心となって活躍した。また、パリ選出の議員には、ブリソ(Brisot)、クラヴィエール(Clavière)らがあり、ロラン夫人等のサロンに結集していた。また、議場の低位に

陣どつたことからマレー派(沼沢派)とも呼ばれた平原派は、上・中層ブルジョワジーを支持層として、カンボン(Cambon)やバレール(Barère)など、有力な議員連を擁していた。彼らは、まとまった党派を作らず、時宜に於じてジロンド派やモンターニュ派に同調したが、テルミドールの反動によってモンターニュ派が脱落した後には主導権を握り、「フランス革命を通じて最終的に勝つたのは、平原派とその背後にいた者である」と考えられる⁽³⁾。

モンターニュ派は、主として中・下層のブルジョワジーを支持層とする党派であり、一七九三年一月のルイ一六世の処刑問題等をめぐってジロンド派と鋭く対立し、一七九三年五月末―六月のジロンド派追放後、平原派の支持をえて権力を掌握した。モンターニュ派のなかではモンターニュ派が主導的地位を占め、その右にダントン派、左にロベスピエール派、エベール派が位置していた。これらのうち主流派には、カルノー(Carnot)・ランデ(Lindet)・プリュール・ド・ラ・コートルール(Prieur de la Côte d'or)・プリュール・ド・ラ・マルヌ(Prieur de la Marne)・ジャンボン・サンタンドル(Jeanbon Saint-André)・エロー・ド・セシエルらがあり、六月以降、公安委員会・保安委員会・財政委員会等で実質的な政権を担当した。彼等の出身および支持階層は、概ね中流のブルジョワジーであり、地方の有力者であったといえる。この派は三派と違ってそれ自体派閥的な色彩はもたず、浮動的な位置にあった者が多い。例えば、エロー・ド・セシエルは、貴族出身でダントン派・エベール派ともつながりを持ち、一七九四年四月にダントン派として処刑された。また、公安委員会のメンバーでありロベスピエール派打倒に重要な役割をはたすことになるコロ・デルボア(Collot d'Herbois)・ビョー・ヴァレンヌ(Billaud Varène)らは、コルドリエ・クラブなどを通して民衆とのつながりも深くエベール派に数えられることも多いが、モンターニュ派主流派として位置づけることが可能である。ついで、「八月一〇日の英雄」ダントンを中心とするダントン派には、ジャーナリストのカミーユ・デムーラン(Desmoulin)・バジール(Basire)・シャボ・ルジャンドル(Legendre)らがあり、民衆の支持を集めた反面で、投機的な上層ブルジョワジーとも結んでいた。このた

め、ダントン派は、一七九四年四月にインド会社疑獄事件での腐敗を理由に肅正された。また、エベール派には、『パール・デュシェーヌ』などを刊行して民衆運動を指導したエベール (Hébert) のほか、ロンサン (Ronsin)、モモロ (Monro) が、それにロシアの貴族クローツ (Croz) がおり、その過激主義と民衆の支持の反面で、上層ブルジョワジーや外国人銀行家とのつながりももっていた。このため、ダントン派に先だつて一七九四年三月にロベスピエール派によって肅正された。さて、ロベスピエール派は、ロベスピエール、サン・ジュスト (Saint-Just)、クートン (Couthon)、ル・バ (Le Bas) など少数からなるが、その支持層は、ロベスピエールの家主デュブレ (Duplay) のような小ブルジョア層、上層のサン・キュロットなど広範であり、民衆と議会派ブルジョアとの紐帯として重要な役割を果たした。ロベスピエール派は、周知のとおり、ダントン派・エベール派の肅正後孤立し、一七九四年七月のテルミドール反動によって没落した。

以上のように、一七九三年六月以降の時期においてモンターニュ派が政権を担当し、一〇月以降はロベスピエールを中心に革命政府が樹立されたことから、一般にはロベスピエール派の独裁が強調され、またそれはジャコバン独裁とも呼ばれている。しかし、モンターニュ派の一角独裁のようにみえるこの時期にも、実質的な政権はモンターニュ派主流派や平原派のバレールらが握っており、いわばモンターニュ派と平原派の連合政権が基礎にあったと解すべきである。しかも革命裁判所や警察面以外でのロベスピエール派の役割を過大評価することはできないし、また、これをジャコバン独裁と呼ぶことも、厳密には妥当でないといえる。

② ジャコバン派とジャコバン独裁については次項でみるが、一七九三―九四年にはモンターニュ派議員の多くがジャコバン・クラブの主要なメンバーであったとはいえず、モンターニュ派とジャコバンを同視することはできない。ロベスピエール派がジャコバン・クラブで主要な地位を占めたことは事実でも、モンターニュ派議員のすべてがジャコバン・クラブ員であったわけではなく、モンターニュ派主流派のカルノー、プリュール・ド・ラ・コートドー

ルなどはジャコバン・クラブには入っていなかったからである。また、ダントンは一七九〇年にコルドリエ・クラブを創設して活動基盤にしていたほか、エベール派を中心とするモンタニヤールのメンバーはコルドリエ・クラブやパリのコミューンなどで活躍していた。

このように、一七九三年憲法の制定期には、議会外の政治団体として、議員を中心とするジャコバン・クラブのほか、コルドリエ・クラブのような民衆を中心とした民衆協会 (*sociétés populaires*) が数多く存在していた。(ジャコバン・クラブは、通常この民衆協会に数えられることはなく、議会と民衆の政治的対立の中間に位置するものと考えられている。) このほか、パリ市の行政区画としての四八セクションに設置された種々の委員会やセクション総会もサン＝キュロット、アンラジュの重要な活動基盤となっていた。(一七九三年六月二日のジロンド派追放に、セクションの蜂起委員会が大きな役割を果たしたことなどは、後にみるとおりである。) また、自治体としてのパリのコミューン (自治市会) も、民衆の政治基盤として、国民公会やジャコバン・クラブ等と対抗関係を持ち、政治的要求を繰り返した。外国の干渉戦争と反革命暴動の続出した一七九三年には、各地から徴集された連盟兵も革命の進展に重要な役割を演じた。⁽⁴⁾

③ 一七九三年の年は、一六世処刑問題におけるジロンド・モンターニュ両派の対立に明け、ブリソアの報告に基づく二月一日の対オランダ・イギリス宣戦布告によって本格的な戦争の危機を迎えた。第一次対仏大同盟のまに戦況は日毎に悪化。これに対処するために二月二四日に決定された三〇万人の強制徴兵措置も、かえって窮乏した農村の不満を増大させた。各地に起こった反革命の暴動の中で最大のもは、ヴァンデーの反乱 (三月一〇日) である。この反乱は、その後のデムーリエの反逆等とあいまって、民衆の危機意識と反感を掻き立てた。加えて、前年からの経済危機が深刻化して食料の不足、物価の高騰、アシニアの価値の下落等が民衆の生活を逼迫させた。このような革命の危機においては全国民の総力の結集と民衆の生活再建が主たる政治課題となったが、上層ブルジ

ヨーロッパの利益に固執するシロンド派には民衆の要求に応えることはできなかった。民衆の期待は、当然、これにかわるモンターニュ派に集中し、革命防衛の任を自覚したモンターニュ派は、民衆の力の重要性をすぐに悟って平原派と共に民衆に満足を与えるための階級的政策を準備した。革命裁判所の設置（三月一日）、監視委員会・公安委員会設置（三月二日・四月五日）、亡命者に関する法令の強化（三月二十八日）等に続くアシニアの強制通用令（四月一日）、穀物・小麦の最高価格令（マキシマム）（五月四日）、富裕市民に対する一〇億リーブルの強制募債令（五月二〇日）などがそれである。そして、これらの措置がシロンド行政の監視と民衆勢力の結集につながり、五月三十一日―六月二日の事件によってシロンド派が追放された。五月末の蜂起では、アンラジエのヴァルレ（J. Vallet）らが指導するパリのセクション連合が担い手となったが、六月二日には、パリのコミューンの代表とジャコバン・クラブの代表を加えた指導者のもとに八万人の武装兵が国民公会を包囲し、二九人のシロンド派議員の弾劾が決定された。

こうして到来したモンターニュ独裁（実際には平原派との連合政権）の時代は、対外戦争の危機（七月八月には、対仏同盟の侵攻で全国境が危機に瀕していた）、反革命の危機（地方に逃れたシロンド派を中心に国内の三分の二の地域で叛乱が激化していた）、食糧不足・物価騰貴などの経済的危機（とくにパリでは投機・買い占めによる価格急騰で民衆運動が激しさを増していた）による革命最大の危機にあった。とくに、アンラジエに指導された都市の民衆の国民公会・モンターニュ政権に対する批判が強まり、農民の反革命派への傾斜が強まったことは、モンターニュにとって一層の脅威となった。そこで「民衆の諸要求を満たして民衆と手を握ることによってのみ革命に勝利しうる」という確信から、亡命者財産の分割売却の許可（六月三日―七月二十五日）、一切の封建的諸権利の無償廃棄（七月一日）、買い占め禁止（七月二十七日）などの階級的政策がとられることになる。この段階では、六月二十四日に急遽採択され、七月から八月にかけて人民投票にかけられた一七九三年憲法の制定も、民衆との同盟を強化するための

重要な仕事であったのは事実である。また、七月二十七日に民衆に支持の厚いロベスピエールが公安委員会に参加したことも、民衆との関係で捉えることができるであろう。ところが、革命防衛・国家防衛最優先の政策の前にアンラジェールの活動は過激さを増し、民衆の困窮もつものるなかで、集権的独裁への傾斜を強めたロベスピエール派と民衆運動との理念的対立が次第に明らかになっていった。こうして、九月初旬には、アンラジェエが逮捕・弾圧され、反革命容疑者法（九月十七日）によって多数の民衆が革命裁判所で処刑された。⁽⁶⁾そして、一〇月一〇日には、二七九三年憲法の施行延期と「平和到来までの」独裁革命政府樹立（一二月正式樹立）が決定されたのである。

(1) 国民公会の構成については、M. Deslandre, *Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à 1870*, t. 1, 1832, p. 206. 前川「シロンド派とモンタニャール派の対立」桑原編『フランス革命の研究』五〇〇頁など参照。なお、召集の日付は一般に二一日とされるが、前日に最初の会合が開かれていた。共和制の実質的決定も、二一日夜になされた。この経過については、A. Auclair, *op. cit.*, pp. 268—274 参照。

(2) 一七九二年三月に成立した新内閣は、内務大臣ロラン (Roland)、大蔵大臣クラヴィエール、外務大臣ルブランなど、シロンド派が指導権を掌握した。このほか、法務大臣ダントン、陸軍大臣セルヴァンなどもいたため必ずしもシロンド派の単独政権ではなかったが、同派が主導権をもっていたことは否定しえない。シロンド派とブワイヤン派の支持基盤の相違については、小林良彰『フランス革命史入門』（一九七八年）一八八頁以下参照。ここでは、両者の支持層とともに大ブルジョワジーと解することに由来する解釈の混乱が指摘され、両者の相違が、領主的性格、特権的性格、寄生的性格によることが明らかにされている（同書一〇四頁）。

(3) 小林良彰『フランス革命経済史研究』一九六七年、一〇〇頁参照。なお、平原派・モンターニュ派議員の出身階層・支持階層についても、同書一〇二頁以下が参考になる。

(4) ションスは、一七九三年一月以降の革命勢力について、ロキエーン、連盟兵、セクシヨンという三要素を提示している。J. Jaures, *Histoire socialiste de la Révolution française*, 1924, t. 7, pp. 6 et s., 村松正俊訳、仏蘭西大革命史 (下) 三頁以下参照。このほか、一七九三年の革命情況については、以下の諸文献を参照。

A. Auclair, *op. cit.*, pp. 216 et s.; M. Boudois, *La République jacobine*, 1972, pp. 53 et s.; R. Cobb, *Terrain*

et Substances 1793—1795, 1966, pp. 3 et s.; M. Deslandre, op. cit., t. 1, pp. 218 et s.; J. Godéchof, Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire, 1968, pp. 273 et s.; A. Mathiez, La vie chère et le mouvement social sous la Terreur, 1973 (1927), t. 1, pp. 109 et s.; A. Mathiez, La Révolution française, t. 3, pp. 1 et s. トチハ(松本・市原訳)『フランス大革命(下)』一頁以下、Mortimer-Ternaux, Histoire de la Terreur, 1792—1794, t. 8, 1881, pp. 1 et s.; A. Soboul, La Révolution française, 1789—1799, 1951, pp. 229 et s. ソンノール(小場瀬・渡辺訳)『フランス革命(下)』一六頁以下、A. Soboul, Les sans-culottes parisiens en l'an II, 1962, pp. 21 et s. ソンノール(井上幸治監訳)『フランス革命と民衆』(一九八三年)三三頁以下、井上幸治『ロンスヴォエールとフランス革命』(一九八一年)九八頁以下など。

(5) A. Soboul, La Révolution française, 1789—1799, p. 238.

(6) エドシヨは、テレルールの貸借対照表として革命裁判所の処刑者数等を調査しているが、それによれば、革命裁判所の処刑の原因は、叛乱・反逆七八パーセント、フェデラリスム一〇パーセント、言論犯罪九パーセントで、買収占め等の経済的理由によるものはわずか一・二五パーセントにすぎない。また、階層別では、労働者三二パーセント、農民二八パーセント、ブルジョア二五パーセント、貴族八パーセント、僧侶七パーセントである。貴族・僧侶の各人口は総人口の約二パーセントであるから、実質的比率はきわめて高いが、それにしても、労働者・民衆の処刑者の比率が高いことが注目される。J. Godéchof, op. cit., pp. 386 et s. 参照。

二 ジャコバン派とジャコバン主義

すでに序章において、一七九三年憲法(モンタニヤール憲法)が往々にしてジャコバン憲法と称され、後代においてあたかもそれがジャコバン派あるいはジャコバン主義の所産であるかのように取り扱われてきたことを指摘した。しかし、一七九三年憲法制定の過程で、当時のジャコバン派の理念が大きな影響を与えたことは事実であるとしても、厳密には、一七九三年憲法をジャコバン派、ジャコバン主義の所産であると解することは妥当ではない。前項でふれたように、ジャコバンというのは、フランス革命期を通じて議会外に存在した一大政治結社であって議

会内党派でないばかりか、一七九三年憲法制定の主導者とは言えないからである。

一七九三年憲法が議会議派としてのモンターニュ派を中心に制定される過程は次にみるが、本稿では、とくに、一七九三年憲法原理との対比として、ロベスピエール（およびこれに代表される当時のジャコバン派）の憲法原理をジャコバン・クラブで実際に採択された憲法草案をもとに検討し、これを議会議派ブルジョアと民衆の憲法原理の中間に位置づけている。このことは、前項で明らかにしたフランス革命の構造において、議会議派ブルジョアと民衆運動の間の同盟と対立の関係を担う集団こそジャコバン派であり、その社会的・政治的理念は両者の中間に位置するという解釈に対応するものである。

このような観点から、今後の検討における用語上の混乱を回避し、かつ「フランス憲法とジャコバン主義」研究の意義を確認するために、ここで、ジャコバン派とジャコバン主義についての補足的考察を行なっておくことにする。

(1) ジャコバン・クラブの展開

① ジャコバン・クラブは、パリをはじめフランス各地に設立された政治結社であり、フランス革命期のとりわけ一七八九年から一七九五年における革命の展開に大きな影響を与えた。パリのジャコバン・クラブは、一七八九年の国民議会会成立期にその左派系議員を中心にヴェルサイユで結成された「ブルトン・クラブ」を前身としており、同年一〇月に議会在パリに移った後、「憲法友の会 (La Société des amis de la Constitution)」としてパリで設立され、翌年二月に規約が確定された。サン・トノレ街のジャコバン修道院の一室を集会場にしたことから、ジャコバン・クラブとよばれるようになり、一七九二年九月以降、正式名称が「ジャコバン協会 (La Société des Jacobins, amis de la Liberté et de l'égalité)」と改められた。また、一七九〇年から一七九一年にかけて全国各地に「憲法友の会」が組織され、その総数は、五〇〇〇から八〇〇〇位といわれている。これは、フランスの全市町村の八分の一から五分の一がジャコバン・クラブを持っていたことを意味し、会員の総数も、全国で五〇万人に及んだことが

知られている。⁽²⁾このように、地方組織が発達した理由として、A・コシャン（コーチン、A. Cochin）が明らかにした 'société de pensée' といういわゆる文芸サークル、および、いわゆるフリーメイソンの秘密結社などの集団が、一七八九年以前にすでにフランス各地に存在しており、これらがジャコバン・クラブのような全国組織の起源となったことが指摘される。⁽³⁾

② ジャコバン・クラブの会員は、社会的・経済的階層としては概ね中流に属し、労働者など下層の民衆は少数にとどまった。このことは、パリのクラブで年会費（二四リール、入会金二二リールが課された（一七九〇年にパリに組織された「コルドリエ・クラブ」では、会費は月二スーと桁違いであった）ほか、地方のクラブでも相当の会費が要求されたことから窺える。会員の職業としては、法律家などの自由業者や経営者・小店主などが多く、会員の階層別分類としては、ブルジョワジー（経営者・小店主など）約六〇パーセント、労働者（職人など）約三〇パーセント、農民（小土地所有農民、非土地所有農民）約一〇パーセントであり、設立当初はブルジョワジーの比率が高く、次第に小ブルジョア層、労働者層の比率が増加している。会員の平均年齢（三八・三〜四五・四歳）や定住率、教育水準、所得水準などからしても、地域において相当の社会的・経済的地位を得た中流の人々が中心であったことがわかる。会員の間には、旧特権層に反対し革命を「共通の理念」にそって遂行するための連帯意識は存在したが、これを階級意識と考えることはできない。ジャコバンとは、決して特定の階級の代表ではなく、クラブは決して階級闘争の基盤ではなかったからである。⁽⁵⁾

③ では、ジャコバンの共通理念とはなにか。一七九三―九四年にロベスピエールによって明らかにされるジャコバンの諸理念については後にみるが、一般的には、ジャコバンの政治理念とは、「人民主権」に基礎を置く共和主義理念であると解されている。ここでは、「人民主権」の実現は、男子普通選挙制、権力分立（諸機関の権限の分立）、立法府への行政府の従属、一院制、公務員の選任・罷免制などによってなされ、加えて、中央集権化によって共和

國の統合が図られたことが指摘される。⁽⁶⁾しかし、このような政治理念が、ジャコバン・クラブの当初からのものではないことはいうまでもない。一七八九—九〇年当初において支持されていた体制は自由主義的な立憲君主制であり、ピュゾ、ペチヨン、ロベスピエールなど当時の左派を除いて、多くは制限選挙制をも容認していた。これが民主的な共和制の理念に変化するのには、早くとも一七九一年六月のヴァレンヌ逃亡事件以降であると解される。⁽⁷⁾

また、ジャコバンの社会理念としては、「平等主義」を指摘することが一般的である。しかし、その内容は、例えば一七九一年と一七九三—九四年では異なっており、画一的に論じることとはできない。一七九三—九四年には確かにマキシマム(最高価格法)が制定され、大財産の貧者への分配を内容とするヴァントーズ法が企図されるなど、その平等主義は「小ブルジョア的」なものになった。しかし、革命の進展に伴って、多くの会員が平等のより完全な実現を歓迎するようになるにせよ、その内容は、後にみるようにアンラジェやサン＝キュロットのそれとは異なっていた。ジャコバンの多数の会員にとってはあくまで所有の自由が大原則であったが、巨大な富や贅沢を嫌うそのピューリタンの精神と革命の深化への熱狂が、マキシマム等による大所有の制限に賛成させたものと考えられる。G・マルタン(G. Martin)は、これについて、「社会的には、彼等は、階級抑圧の手段にならない限りで所有を尊重したブルジョア民主主義者(democrats bourgeois)であり続けた」と指摘している。⁽⁸⁾また、C・ブリントン(C. C. Brinton)も、平均的なジャコバンが志向したものは、独立の国民国家、共和政体、男子普通選挙、政教分離、平等な市民権、世襲的差別と社会的特権の廃止、財産の私的所有を伴う巨大な富や悲惨な貧困の存在しない競争による産業・農業社会、贅沢や悪徳がなく、個人が自由に中流の人並みの水準に順応しているような有徳(virtuous)で勤勉な社会であったと総括している。⁽⁹⁾

④ジャコバンは、以上のような理念を現実のものとするために在野の政治団体として活動した。その手段は、主としてクラブの内外に対する宣伝活動であり、通信文(回状)や新聞の発行等によってこれを行なった。⁽¹⁰⁾また、政治

権力へのアプローチとして、選挙、請願、提訴、暴力行使などの手段が活用され、一七九三年以降のいわゆるジャコバン独裁期には、フランス各地のジャコバン・クラブは地方行政の末端組織となり、クラブ員のほとんどが公務員となって権力を担当した。このような活動のなかで、パリのジャコバン・クラブが中枢としての役割を果たしたことはいうまでもない。パリのクラブでの討議や決議の内容は、通信によって逐一、地方のクラブに伝えられ、その指示によって全クラブの方針が決定された。そして、パリのジャコバン・クラブでは、常に議会での有力議員がリーダーとなり、革命の各段階において、議会内の与党よりも左派に属する議員を中心として院外の政治団体を形成していた。一七八九年秋の設立当初には、シャルトル公爵、ミラボー伯爵などの貴族議員のほか、バルナーヴ、デュポール、ビュゾ、ペチヨン、ロベスピエールなどの法律家議員、ブリソー、ダントン、カミーユ・デムーランらの活動家などがおり、やがては、フウイヤン派、ジロンド派、モンターニュ派へと分かれてゆく要素をすべて含んでいた。これらのうち、まず、一七九一年夏までの第一期は、バルナーヴ、デュポールらが有力であり、彼等は議会で三頭派を形成して権力を握ってのちシャンドゥマルス事件後にフウイヤン・クラブを形成して脱退した。ついで、一七九二年秋までの第二期は、まず議会内でフウイヤン派が主導権を握ったのに対して、ジャコバン・クラブではビュゾ、ペチヨンのジロンド派が有力となった。ジロンド派はすでにみたように一七九二年三月には政権を担当したが、八月一〇日の政変後はモンターニュ派の台頭によって議会内の勢力が拮抗し、同年一〇月に多くのジロンド派議員がジャコバン・クラブを脱退した。次に、国民公会下でのルイ一六世処刑問題等をめぐる両派の対立、一七九三年六月のジロンド派追放を経て同年一〇月に革命政府が樹立され、一七九四年七月のテルミドール反動までのいわゆるジャコバン独裁期に至る時期が第三期である。この時期には、ジャコバン・クラブはまず反ジロンド派の拠点となり、ジロンド派追放後は、やがて公安委員会のメンバーとなったモンターニュ左派議員のロベスピエール、サン・ジュスト、クートンらを中心として集権的な独裁政治が実現し、国民公会・公安委員会・ジャ

- (5) *ibid.*, pp. 71—72, 171—174.
- (6) *ibid.*, pp. 137—159.
- (7) G. Martin, *op. cit.*, pp. 18 et s.
- (8) *ibid.*, p. 88.
- (9) C. Brinton, *op. cit.*, p. 183.
- (10) *ibid.*, pp. 73—136.

(2) 一七九三—一七九四年のジャコバン派とジャコバン主義

① 以上のように、ジャコバン・クラブの展開のなかで一七九三年から九四年にかけてのいわゆる第三期のそれが最も重要な足跡を残したことはいうまでもない。マルタンは、一七八九—一七九四年におけるジャコバン派の共通理念とその一貫性・継続性を認めながらも、一七九二年一〇月以降のジャコバンの盛衰期を重視し、ロベスピエールの教義を基礎にもつこの時期についてジャコバン主義(ジャコビニスム)を語っている。ここでは、ジャコビニスムは、一種の宗教的な力(ダイナミズム)をそなえた教義、体制として捉えられ、政治的不寛容と硬直化、警戒心にみちた熱狂、不変の教義信仰などがその特徴として引き出される⁽¹⁾。また、ブリントンも、その典型をロベスピエールの教義から探りつつ、(すでにみたような社会・政治理念などの)共通の理想を実現するための一種の宗教的な狂信(ファンナティズム)のなかにジャコビニスムの主要な要素を見出している⁽²⁾。もっとも、マルタンやブリントンのようにジャコバン派の理念における一貫性・継続性を認めることには、ソブールらの批判が存在する。ソブールは、「ジャコビニスムについては一七九三年六月から一七九四年七月にいたるモンタニヤールの政治として理解する⁽³⁾」というマティエの定義やミシュレの見解に賛意を表し、共和暦II年のジャコバン主義の本質を権力の独裁的集中に基礎づけられる政治的実践と革命の技術のなかに見出している。そして、ジャコバン派をブルジョワジーと民衆運動との調停的位置に置きつつ、ジャコバン独裁の失敗の原因を民衆運動からの隔絶による社会的基礎の喪失に

求めている。⁽⁴⁾

このように、今日では、ロベスピエールの教義を通してジャコビニズムを語ることが一般的であり、時期的には、マルタンの指摘する第三期の後半にあたるジャコバン独裁期すなわち一七九三年一〇月の革命政府樹立からテルミドール反動期にいたる革命政府期(いわゆる恐怖政治期)を対象とすることが多い。わが国でも、柴田教授は、ジャコバン主義とサン＝キュロット主義を対置させる捉え方のなかで、ジャコバン主義を「議会議ブルジョワの民衆運動への依存形態の最も鋭利な形態」であると、その語を「ロベスピエール主義」と同義語として用いている。したがって、柴田教授によれば、ジャコバン主義の諸理念は一七九三―九四年のロベスピエール派およびロベスピエール個人のそれと同視され、次のように指摘される。⁽⁵⁾

まず、ジャコバン主義の社会理念は、「所有権を否定せず制限するという」「小ブルジョワ的な平等主義」であり、この点では、サン＝キュロット主義と軌を一にする。しかし、政治理念の点では、直接民主制を掲げるサン＝キュロット運動とは決定的に異なっている。革命の状況から生じたジャコバン主義の政治理念とは、「革命政府」(「憲法を欠如した変則的政府」、「異常事態に対処するための」「革命独裁」)であり、このような革命独裁は、「ロベスピエールにあつては」『有徳の市民』というモラリスムに還元⁽⁶⁾されていたために、「現実の社会的基盤をもたなかった」。さらに、以上のようなジャコバン主義の理念と現実の革命政府体制とは区別されなければならず、現実には、「この体制は、ロベスピエール派の独裁ではなく、ジャコバン主義という特殊な理念をもつロベスピエール派を、革命遂行上の必要から前面に立てることを必要と判断したブルジョワ革命派、すなわち山岳派の独裁であった」と。⁽⁷⁾

②以上の柴田教授の見方からすれば、ジャコバン主義の政治理念として革命独裁が指摘される以上、それは革命政府期のロベスピエール(派)にはあてはまっても、それ以前のロベスピエール(派)≡ジャコバン派の政治理念には

あてはまらないことはいうまでもない。ロベスピエール自身が「憲法に基づく政府」と革命政府とを明確に区別していたように、革命政府樹立以前の彼の政治理念は、革命独裁論とは異なつてルソーの「人民主権」論に依拠した民主主義のそれであり、一七九三年憲法制定過程のなかでその構想が提示されていたものである。したがつて、本稿（後の第二章三）でロベスピエールの憲法原理を検討する場合には、一七九三年一〇月以前（少なくとも、公安委員会に参加する七月以前）のものが対象となり、一般的にジャコバン主義の要素として解されてきた革命独裁論は対象から除外されることになる。このように、ロベスピエール（派）を通じてジャコバン派の理念やジャコバン主義を明らかにする場合には、柴田教授のように理念と現実との峻別に留意するほか、革命政府樹立の前後における理念や憲法原理の乖離すなわち时期的な区別をこそ問題にすることが必要となるであろう。

これらの問題に少なからず理解をよせ、ジャコバン国家論を再検討しようとする岡本助教教授にあっては、ソブール、柴田教授らがいずれも革命政府樹立前後の政治思想史の「断絶説」（それ以前のルソー的人民主権論の放擲）に依拠していることを指摘し、ジャコバン固有の政治論理を内面的に辿るべく、一七九三年憲法の諸原理に言及している。すなわち、テーヌの陰謀説やオーラル流の事態説を超えた柴田説においても、なお、ジャコバン独裁を民衆運動への「一時的な」依存、危機に対処するための戦略と解し、「危機の消滅とともに自動的に消滅するもの」として把握するために、ジャコバン独自の究極目標や究極的社会像も捨象されている、とみるのである。岡本助教が、「この憲法を、民衆をだきこむための術策と考へるのでないかぎり」一七九三年憲法をジャコバン主義の中で位置づけ、「ジャコバン主義の対サンキュロット関係の経過を示す重要な手がかりとして」検討する必要を指摘される点⁹⁾は、本稿の意図と軌を一にしている。ジャコバン主義の歴史的研究においても、一七九三年憲法の原理が比較的素材として考慮され、同憲法の制定と施行延期の歴史的意義が一層明確にされる必要を痛感するからである。しかし、本研究では、岡本助教の指摘をふまえた上でなお、制定された一七九三年憲法の原理と、制定過程にお

いてロベスピエールを通じて明らかにされた当時のジャコバン派の憲法原理とを区別することをめざしている。その上で、一七九三年憲法に示されたモンターニュ派の憲法原理（とりわけその「人民主権」原理）の限界および、ロベスピエールの憲法に関する政治的戦術の転換の意義を見極めたいと考えている。

③以上の視点にたつて、本稿では、革命政府樹立以前のジャコバン派の憲法原理を一七九三年憲法との関係で検討するにとどめ、一般的に革命政府樹立以後のジャコバン政治についていわれるジャコバン主義については、深入りは避けることにする。しかし、フランス革命期当時の憲法史的意義とは別に、一九一〇世紀のフランス憲法史上における一七九三年憲法の意義を論じる場合には、それが、ジャコバン派の理念と関連づけられて論じられてきた限りで、その後のフランス憲法史・フランス政治史の展開におけるジャコバン主義の意義に言及しておく必要があるであろう。

すなわち、その後のフランス政治史・憲法思想史上では、一七九六年のバブーフの陰謀から一八七一年のパリ・コミューンを通じて、ジャコバン主義における革命独裁の問題が語られることになる。バブーフ主義について、柴田教授はサンシキエロット主義とジャコバン主義との合流をみとめ、パリ・コミューンについても、ソブールは、ネオ・エベルティスムとネオ・ジャコビニスムとしての両者の系譜の対立を認めている。⁽¹⁰⁾そして革命独裁の問題について、サンシキエロット主義とジャコバン主義の矛盾のなかに集約される対立が含まれることを指摘している。

また、王政復古期のカルボナリ党から第三共和制期の急進派までの展開のなかにジャコバン主義の遺産をたずねたマルタンは、一九四〇—四四年のレジスタンスの経験のなかにそれを発見している。⁽¹¹⁾さらに、ドフラヌのように、フランスの左翼のなかで「権力左翼」としてのジャコバンの左翼と「反抗左翼」とを区別する場合には、ド・ゴール治下のフランス共産党も前者の系譜のなかに捉えられている。⁽¹²⁾

④これに対して、最近では、いわゆるアナール派社会学の台頭によるトクヴィルやコシヤンの復権⁽¹³⁾によって、ジャ

コバン主義の権力集中の原理を現代フランスの集権的・管理的国家権力のなかに見出し、第五共和制以後のゴースム体制を「ジャコバンの国家」と捉える政治社会学的考察が進展している。ここでは、本来、革命的意味を担い、集権主義・愛国主義・平等主義をその政治原理としたジャコバンの理念は、今や国民の自由の統制、自立的市民運動の統制という集権主義に転化したとされ、ジャコバンの国家の現代的再生としてのド・ゴール国家が語られるにいたる。⁽¹⁴⁾ ここにおいて、フランス大革命期に起源をもつジャコバン主義の検討は、ますますその視点が拡大され、その担い手についても、一方ではフランス左翼の潮流に求めつつ、他方では現代国家におけるゴースムを引合いにだすような問題意識の拡散が認められる。このような状況下にあつては、ジャコバン主義についての従来よりも一層明確で限定的な位置づけが要求されていると言わざるをえないであろう。これらの問題を含めて、フランス憲法史および政治史におけるジャコバン主義の展開については、次稿以降の研究のなかで継続してゆかなければならぬ。

- (1) G. Martin, op. cit., p. 55.
- (2) C. Brinton, op. cit., pp. 223—242.
- (3) A. Soboul, *Paysans, sans-culottes et Jacobins*, 1966, pp. 259—261, note (13) (14).
- (4) A. Soboul, "Problème de l'état révolutionnaire", *La Pensée*, no. 158, 1971, pp. 1—21.
- (5) 柴田『ソブールの陰謀』四七—五九頁参照。同様の用法は、井上『ジャコバン独裁の政治構造』(一九七二年)八七頁にも認められる。
- (6) 柴田『ソブールの陰謀』五九頁。
- (7) 柴田『ソブールの陰謀』六〇頁。
- (8) 岡本 明「ジャコバン国家論」『季刊・社会思想』二巻一号(一九七二年)一六三—一六七頁参照。
- (9) 岡本「ジャコバン主義とサン・キュロット運動」『史林』五一巻四号(一九六八年)七八頁注②参照。
- (10) A. Soboul, "Problème de l'état révolutionnaire", *La Pensée*, no. 158, pp. 20—21 参照。

- (11) G. Martin, op. cit., pp. 116 et s. また、一九三四年以降の人民戦線成立期における「新ジャコバン主義」、「ジャコバン主義の擁護(愛国主義と共和制擁護)」については、中木康夫『フランス政治史(中)』(一九七五年)六八頁以下も参照。
- (12) J. Defrasne, *La gauche en France*, 1972, pp. 91 et s. 野村訳『フランスの左翼』(一九七二年)一一〇頁以下参照。
- (13) デュルケムの社会学から問題をひき出したロシヤン(1876~1916)の著作が、ロシヤンにたいして再評価され、新たに出版されたことがこのことを象徴してゐるようだと思われる。(cf. F. Furet, *Penser la Révolution française*, 1978, pp. 212 et s.) ジャコバン主義についてのオーラルやテーマの見解に異論を唱えたロシヤンの著作は、('Les sociétés de pensée' に関するものを除いて)存命中にはあまり評価されなかったようであり、確かにその保守的立場からの考察には疑問を禁じえない点もあるが、彼が早く(一九〇〇年代初期)からジャコバン主義における反民衆的な集権的独裁主義の側面を強調してゐたことは注目して値うべき。A. Cochin, *L'esprit du jacobinisme*, 1979, pp. 95 et s., 161 et s.
- (14) 寿里 茂『現代フランスの社会構造』(一九八四年)三〇二頁以下参照。

(つじむら・みよこ) 本学専任講師)

